

## 中間報告書の概要

### 【平成 28 年度の検証】

実施回数は1回、自治基本条例策定の経緯、条例の概要を確認しました。

### 【平成 29 年度の検証】

実施回数は3回、1回目には関連条例の検証結果を報告し、今後の検証の進め方について検討しました。まずは、全条文の理解を深めることから始めることとし、2回目及び3回目の検証委員会において、全条文の逐条解説から検証のポイントを確認する形で検証作業を実施しました。

### 【今後の検証作業の進め方】

平成 30 年度においては、検証するテーマを選定し、自治基本条例等に合致した運用となっているか地域の取り組みを含め評価検証を実施します。

最終年度になる平成 31 年度は、調査研究を踏まえ、運用状況の検証結果をまとめ提言することとします。また、必要に応じて条例の見直しについて検討します。

### 【主な意見等】

平成 29 年度までの検証作業において委員から寄せられた主な意見は以下のとおりです。引き続き作業を継続し、提言に取り入れるかも含め検討していきます。

- ・ 議会基本条例の検証において、条例では「市民が参加できるよう努めること」とされているが、議員の内部評価に留まっている。
- ・ 市政参加のために、別に条例を定めることとなっている。既存条例を適用するのではなく、『市民参加条例』を新たに制定すべきでは。
- ・ 素案の段階では、目指すまちの姿として子どもの人権が明記されていたが、制定された条例では、子どもの人権も含め「年齢・性別に捉われず、誰もが参加しやすい地域」となった。集約されすぎたことで子どもが含んでいることが分かりづらい。

中間報告書の詳細については、別紙の「滝沢市自治基本条例検証委員会中間報告書」をご覧ください。